

よくあるご質問

1. 対象条件について

2. 補助対象製品について

3. 申請について

4. 購入・設置について

1. 対象条件について

	質問	回答
1	世帯主以外の世帯員でも申請できますか。	申請できます。ただし、補助が受けられるのは 1 世帯あたり 1 回までです。
2	市内に住所を有するとはいつの時点ですか。	市が補助金の交付を予定する者（補助金交付内定者）を決定しようとする日及び市が補助金の交付を決定しようとする日のいずれの時点においても、市内に住民登録がある必要があります。なお、事前申込みをする日に市内に住民登録がなければ申し込むことができません。
3	市税の滞納がないとはいつの時点ですか。	市が補助金の交付を予定する者（補助金交付内定者）を決定しようとする日及び市が補助金の交付を決定しようとする日に納税状況を確認し、滞納があると補助金の交付対象となりません。
4	8 月に出雲市に転入予定ですが、対象になりますか。	補助金交付内定者を決定しようとする日に出雲市に住民登録がある必要があります。出雲市内に転入後、事前申込書を提出してください。
5	事前申込日は出雲市内に住んでい	対象となりません。補助金交付内定者を決定し

	て、補助金の交付決定日以前に出雲市外に転出しますが、補助対象となりますか。	ようとする日及び市が補助金の交付を決定しようとする日のいずれの時点でも出雲市に住民登録を有する必要があります。
6	2世帯住宅の場合、それぞれの世帯で申請は可能ですか。	住民登録の世帯が別の場合は、それぞれの世帯で申請ができます。
7	エアコンと冷蔵庫を買替したいのですが、それぞれ申請できますか。	申請できません。補助金の交付は1世帯あたり、エアコン又は冷蔵庫いずれか1台限りとなります。
8	自宅以外の別宅（別荘）や事務所等への設置も対象となりますか。	対象となりません。設置の対象は、申請者が自ら居住する、住民登録のある住宅に限ります。
9	新たにエアコン又は冷蔵庫を設置する場合は、対象になりますか。	新規設置の場合は対象となりません。現在自宅に設置されているエアコン又は冷蔵庫の買い替えが対象です。
10	リースやレンタルは対象となりますか。	対象となりません。
11	先にエアコンを購入してから申請することはできますか。	申請できません。 事前申込を行い、交付内定通知書を受けてから購入してください。 内定通知を受けずに購入した場合は、補助対象となりません。

2. 補助対象製品について

	質問	回答
1	補助対象となる製品はどこで確認できますか。	店舗やカタログ等に記載のある「統一省エネラベル」で確認できます。 または、販売店か省エネ型製品情報サイト(省エネ型製品情報サイト (seihinjyoho.go.jp))で確認ができます。
2	買い替え予定の製品の省エネ基準達成率がわかりません。	販売店か省エネ型製品情報サイト(省エネ型製品情報サイト (seihinjyoho.go.jp))で確認ができます。
3	事前申込した省エネ家電製品が在庫切れとなっているため、他の製品	対象省エネ家電製品を変更しても問題ありませんが、省エネ基準達成率が100%以上の製品

	に変更しても問題ありませんか。	であることを確認してください。省エネ基準達成率が100%未満の商品を購入してしまった場合は、補助対象外となります。変更される場合は、必ず購入店舗に確認を行ってください。 ※エアコンで内定を受けたものを冷蔵庫に変更することはできません。その逆も同様です。
4	リサイクルショップで購入した未使用品も対象となりますか。	対象となりません。新品を条件としています。リサイクルショップ等で販売される未使用品は、他の小売りに流通した後に仕入れられたものであるため、新品という扱いにはなりません。
5	古い冷蔵庫、エアコンを廃品回収業者に引き渡し、又は親族や知人等に売却して買い替えましたが対象となりますか。	対象となりません。家電リサイクル法等に従い、適切に処分する方を対象としています。
6	補助事業により買い替えた省エネ家電製品を処分してはならない期間は何年ですか。	エアコン及び電気冷蔵庫のいずれも6年です。その期間は、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保にしてはいけません。
7	国(県)の補助金も申請しているが、併用は可能ですか。	併用できません。国(県)の補助金を受けて購入する製品は対象外となります。 対象かどうか分からない場合は、市役所へお問い合わせください。
8	購入するための資金にしたいので、先に補助金を受け取ることは可能ですか。	先に補助金を受け取ることはできません。対象省エネ家電への買い替えを確認することから、購入後に領収書やレシート等必要書類を添付し、申請書を提出していただき、審査後、補助金が交付されます。
9	対象製品をインターネットで購入し、設置を出雲市内の業者に依頼しようと思っていますが、対象になりますか。	対象になりません。購入先は市内店舗に限ります。
10	エアコンを買い替えましたが、家電リサイクル券(排出者控え)を紛失	購入した店舗で、お問合せ管理票番号を教えてもらうか、家電リサイクル券の事業者控えのコ

	しました。対象になりますか。	ピーをもらってください。いずれかの方法で処分の確認ができれば対象となります。
11	内定を受けた後に買い替えを取りやめた場合はどうしたらよいか。	内定後、取りやめた場合は「辞退届」を提出してください。

3. 申請について

	質問	回答
1	事前申込書はどこで入手できますか。	市ホームページよりダウンロードいただくか、出雲市役所本庁舎4階環境政策課ゼロカーボン推進室または各行政センター市民サービス課の窓口で用意しております。 なお、事前申込の提出方法は、 ①電子申請【推奨】、②窓口、③郵送です。 ※各行政センターへは提出のみとなります。補助制度に関する問い合わせは、 専用窓口へ お問い合わせください。
2	電子申請はできますか。	下記の電子申請への二次元コードから申請できます。 電子申請の場合、内定通知がメールで送付するため、早く内定通知が受けられます。
3	申請書兼請求書はどこで入手できますか。	交付内定決定通知書の送付にあわせ、申請書兼請求書（紙）と電子申請への二次元コードをご案内します。
4	書類の不備があった場合、受付してもらえるのでしょうか。	書類に不備があった場合は、受理できません。必要書類を不備なく揃えて改めて申し込みしてください。
5	先着順での事前申込について、申込みした日に予算に達したときはどうやって対象者を決めるのですか。	予算の範囲を超えることとなった日の受付については、予算額が上限に達した日に受領したもの（不備があるものを除く）についてすべて到着扱いとし、抽選により内定者を決定します。 予算状況は市ホームページに掲載します。
6	郵送で申請した場合、受付日はいつ	申請書類が市に到着した日を受領日とし受付

	になりますか。	します。※消印日ではありません。
7	電子申請した場合、受付日はいつになりますか。	17 時 15 分までの申請を当日の受付とし、17 時 16 分以降の申請は、翌日の受付とします。
8	住民票及び市税等の収納状況について、証明書の提出が必要ですか。	事前申込書又は申請書を提出する際、市が住民基本台帳及び滞納状況に関する公簿を確認することに同意いただければ、証明書の提出は不要です。 ただし、同意いただけない場合は、それぞれの証明書を提出していただきます。

4. 購入・設置について

	質問	回答
1	クレジットカードや電子マネー決済などで支払った場合、対象となりますか。	対象となります。 ただし、レシート又は領収書が必要となりますので、購入の際に販売店舗にご確認の上、ご利用ください。
2	購入時に使用したクーポン等の割引は購入費用に含まれますか。	現金値引きやクーポン割引、下取り価格、売却額については補助対象経費から差し引くことになります。
3	販売店で購入した際にポイントが付与されましたが、補助対象経費から差し引く必要がありますか。	差し引く必要はありません。 ただし、現金値引きやクーポン割引、下取り価格、売却額については補助対象経費から差し引くことになります。
4	補助金の交付対象となる経費は。	補助対象経費とは、①消費税及び地方消費税の額、②設置工事に係る費用、③既存機器の処分に係る費用、④クーポン券、ポイント等の利用分を除いた、本体価格（税抜き）のみとなります。
5	消費税は対象になりますか。	対象となりません。補助対象経費は本体価格（税抜き）のみとなります。
6	購入価格が 30,000 円を下回った場合は補助対象となりますか。	補助対象となりません。
7	中古製品は対象となりますか。	対象となりません。

		中古製品は、製品ごとの個体差や使用履歴、省エネ効果の正確な把握が困難なため、補助金の性質上、その効果が定量的に担保されることが求められます。
8	購入費等の支払いを証する書類の写しに記載される金額は、補助対象設備以外が含まれていてもいいですか。	他の商品の金額が含まれていても構いません。ただし、補助対象機器については本体購入価格等がわかる内訳を明示してください。
9	冷蔵庫とエアコンは、どうやって処分したらいいですか。	新しい家電を購入した店舗等に既存家電のリサイクルを依頼する方法や、郵便局で手続きの上、ご自身で指定引取場所に運搬する方法等があります。詳しくは「一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター (aeha.or.jp)」のホームページをご確認ください。 引取りの際に、家電リサイクル券の排出者控えを渡されるので、必ず受け取り、大切に保管してください。
10	家電リサイクル券の名前が申請者と異なる場合はどうしたらいいですか。	世帯員の名前が記載されている場合は、そのまま提出してください。 なるべく、申請者と同じになるようにしてください。
11	レシートを紛失した場合、対象になりますか。	レシートまたは領収書の添付ができない場合は対象になりません。 購入した店舗で、再発行や購入履歴の発行等が可能か確認してください。レシートまたは領収書には、購入日・購入した店舗名及び所在・購入した対象省エネ家電製品名及び機種型番・支払金額の内訳が記載されている必要があります。
12	他の家電製品もまとめて購入したら値引きされました。値引きはどうしたらいいですか。	どの製品がいくら値引きされたか明確にわかる場合は、対象製品の値引き額を補助対象経費から差し引きます。ただし、複数の製品にまとめて値引きがされている場合は、製品の金額で按分し、対象製品の補助対象経費から差し引き

		ます。
13	製造事業者が発行した保証書とはどのようなものか。	製造事業者が発行した保証書とは、家電製品のメーカーが発行する保証書のこと、家電製品購入時に添付され、型番が記載されているものを指します。メーカーによっては、取扱説明書の裏面等に記載されているものもあります。
14	家電製品の製造事業者が発行する保証書の写しの代わりに、販売店が発行する保証書の写しを提出することはできますか。	製造事業者が発行する保証書がない場合は、補助の対象となりません。
15	納品書や配送伝票など設置場所が確認できる書類の写しとはどのようなものを提出すればいいですか。	対象となる省エネ家電を対象期間にご自宅へ設置することが条件であるため、納品書や配送伝票等で以下の内容が記載されている書類が必要です。 ①氏名（申請者本人に限る） ②住所（納品場所） ③納品日（内定通知日以降のもの） ④製品名（型番） ⑤販売店名・住所
16	申請者の口座ではなく、同居する他の世帯員の口座に振り込んでもらうことは可能ですか。	申請者が同居の世帯員に補助金を代理で受領することを委任する書類を提出してください。委任状は市ホームページからダウンロードして、必要事項を記入し、交付申請書と一緒に提出してください。
17	内定通知を受けた後、設置完了の期限がありますか。	設置完了期限は、令和8年11月15日までです。 申請書兼請求書の提出は、設置完了後30日以内又は令和8年11月30日のいずれか早い日までに提出してください。